


公 告

条件付一般競争により工事の請負に係る契約を締結するので、下記の通り公告する。

令和 2年（2020年） 6月15日

社会福祉法人 札幌親会
理事長 中原 明 

記

1 工事発注者

〒003-0801 札幌市白石区菊水1条4丁目5番1号
社会福祉法人 札幌親会 理事長 中原 明
TEL 011-837-6020 FAX 011-837-6040

2 対象工事

- (1) 工 事 名 札幌北荘暖房設備改修工事
- (2) 工事場所 札幌市北区新琴似1条12丁目6番47号
- (3) 工事概要 事業所内暖房設備の交換及び修繕、暖房・給湯ボイラーのオーバーホール
- (4) 工 期 工事着手の日から～令和2年10月15日

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 令和元・2年度「札幌市競争入札参加資格者名簿」の工事（管）資格者の格付等級が「A」であり、過去5年間に障害者支援施設の設備工事実績があること。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - イ 暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。
- ア 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - イ 申請者と3か月以上の雇用関係があること。
- (7) 現場代理人を当該工事現場に常駐させることができること。
- (8) 当該工事に係る設計業務等の受託者（受託者が共同企業体である場合においては、当該共同企業体の構成員をいう。以下「受託者」という。）でないこと。
- (9) 受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者でないこと。
- (10) 代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。
- (11) 当法人の理事等と業者間に特別の利害関係（租税特別措置法施行令第25条の1第6項第1号に規定する親族等の関係にある者をいう。）がないこと。
- (12) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと（特定共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- ア 資本関係
 - (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - イ 人的関係
 - (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

4 「特定共同企業体」で入札に参加する場合

入札に参加しようとする者は、その構成員の全てが上記の条件及び入札参加資格を満たし、かつ、下記の共同企業体の結成条件を満たしていなければならない。

また、別に定める条件のすべてを満たしていない場合は、当該入札の落札者とししないものとする。なお、構成員が単体企業として同一入札に参加すること及び2以上の共同企業体の構成員として同一入札に参加することは認めない。

(1)共同企業体の結成条件

- ア 構成員の数が対象工事ごとに定める範囲内であること。
- イ 各構成員の出資の割合が均等割の10分の6以上であること。

- ウ 共同企業体の代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的な役割を担うのにふさわしい者であること。
- エ 共同企業体の代表者の出資の割合が他の構成員の出資の割合を下回らないこと。

5 入札説明書を交付する期間及び場所

(1)設計図等の交付

- ア 交付日時 資格確認審査完了後から令和2年6月22日まで
(土日祝祭日を除く9時から17時)
- イ 交付場所 社会福祉法人札幌親会 法人本部
札幌市白石区菊水1条4丁目5番1号 電話番号 011-837-6020

(2)設計図等に対する質疑

- ア 質疑書提出期間 この公告の日から令和2年6月23日
- イ 回答書の配布 質疑後、3日以内に電子メールにより回答する。

6 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び条件付一般競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期間及び提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者は、下記のとおり申請書及び資料を提出し、当法人による入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1)提出期限 令和2年6月25日11時00分まで。
- (2)提出方法 社会福祉法人札幌親会法人本部へ持参又は郵送（期日必着）とすること。
- (3)提出場所 〒003-0801 札幌市白石区菊水1条4丁目5番1号

7 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- (1)入札場所 社会福祉法人札幌親会 菊水ワークセンター 3階 会議室
札幌市白石区菊水1条4丁目5番1号
- (2)開札の日時 令和2年7月3日（金曜日） 10時00分
- (3)開札場所 同上
- (4)提出方法 (2)の日時に直接持参とすること。

8 その他

- (1)入札保証金 (有・)
- (2)契約保証金 (有・)

(3)入札の無効

本公告で示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (4) 最低制限価格について (有・)
- (5) 理事長が必要と認めるときは、入札を延期、中止又は取り消すことがある。
- (6) 詳細は入札説明書による。